



発行 新潟県

第42号

平成30年6月1日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 640 許可をすべき皆伐面積の限度（治山課）
- 641 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 642 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 643 土地改良事業変更計画の適当決定（農地計画課）
- 644 土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 645 土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 646 土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 647 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 648 基本測量の終了通知（監理課）
- 649 新潟県立近代美術館観覧料の徴収事務の委託（文化行政課）

公 告

- 予算の公表（財政課）
- 新潟県労働委員会労働者委員候補者の推薦（労政雇用課）
- 一般競争入札の実施（治山課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）

病院局公告

- 特定調達契約の落札者等（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会告示

- 29 新潟県議会議員上越市選挙区及び南魚沼市南魚沼郡選挙区補欠選挙の期日等（選挙管理委員会）
- 30 新潟県議会議員上越市選挙区及び南魚沼市南魚沼郡選挙区補欠選挙における選挙長及び職務代理者の選任（選挙管理委員会）
- 31 新潟県議会議員上越市選挙区及び南魚沼市南魚沼郡選挙区補欠選挙における選挙長事務取扱場所の指定（選挙管理委員会）
- 32 新潟県議会議員補欠選挙における投票用紙の様式等の指定（選挙管理委員会）
- 33 新潟県議会議員補欠選挙における点字投票用紙の様式等の指定（選挙管理委員会）
- 34 新潟県議会議員補欠選挙における仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒のインクの色等の指定（選挙管理委員会）
- 35 新潟県議会議員上越市選挙区補欠選挙における開票事務と選挙会事務の合同（選挙管理委員会）
- 36 新潟県議会議員上越市選挙区及び南魚沼市南魚沼郡選挙区補欠選挙において候補者に交付する選挙運動用自動車（船舶）表示板等に押すべき印の刷り込みの指定（選挙管理委員会）
- 37 新潟県議会議員上越市選挙区及び南魚沼市南魚沼郡選挙区補欠選挙において確認団体に交付する政治活動用自動車表示板等に押すべき印の刷り込みの指定（選挙管理委員会）
- 38 新潟県議会議員上越市選挙区及び南魚沼市南魚沼郡選挙区補欠選挙において確認団体が掲示する政治活動用ポスター（選挙管理委員会）
- 39 新潟県議会議員上越市選挙区及び南魚沼市南魚沼郡選挙区補欠選挙における選挙事務所の設置届等の提出方法（選挙管理委員会）
- 40 新潟県知事選挙及び新潟県議会議員補欠選挙の投票及び開票の順序（選挙管理委員会）

教育委員会告示

10 新潟県立近代美術館観覧料の徴収事務の委託に係る告示の廃止（文化行政課）

雑報

公募型プロポーザル方式に係る手続開始（大学・私学振興課）

告 示

◎新潟県告示第640号

平成30年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成30年6月1日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高 井 盛 雄

単位区域名	保安林の種類	皆伐面積の限度 (単位ヘクタール)
山北地区	水源かん養保安林	188.20
〃	土砂流出防備	〃 202.65
三面川	水源かん養	〃 699.32
〃	土砂流出防備	〃 190.45
村上市(旧村上市)	干害防備	〃 0.94
〃	保健	〃 0.36
村上市(旧朝日村)	干害防備	〃 3.46
〃	保健	〃 9.80
荒川	水源かん養	〃 289.95
〃	土砂流出防備	〃 46.28
関川村	干害防備	〃 0.40
阿賀野川	水源かん養	〃 1111.27
〃	土砂流出防備	〃 585.92
阿賀町(旧鹿瀬町)	干害防備	〃 0.24
〃	保健	〃 9.00
阿賀町(旧上川村)	干害防備	〃 0.36
阿賀町(旧三川村)	干害防備	〃 0.38
胎内川	水源かん養	〃 88.96
〃	土砂流出防備	〃 74.36
胎内市(旧中条町)	飛砂防備	〃 1.62
〃(旧黒川村)	干害防備	〃 0.12
加治川	水源かん養	〃 349.13
〃	土砂流出防備	〃 126.70
新発田市(旧新発田市)	干害防備	〃 1.04
早出川	水源かん養	〃 232.00
〃	土砂流出防備	〃 57.00
新潟市(旧新津市)	干害防備	〃 1.20
西川	水源かん養	〃 16.14
〃	土砂流出防備	〃 2.26
五泉市(旧五泉市)	保健	〃 0.98
五十嵐川	水源かん養	〃 256.56
〃	土砂流出防備	〃 219.74
刈谷田川	水源かん養	〃 116.94
〃	土砂流出防備	〃 82.80
信濃川中流	水源かん養	〃 39.64

〃	土砂流出防備	〃	101.28
鯖石川	水源かん養	〃	181.14
〃	土砂流出防備	〃	45.92
柏崎市(旧高柳町)	干害防備	〃	1.12
破間川	水源かん養	〃	587.60
〃	土砂流出防備	〃	759.11
北ノ又川	水源かん養	〃	397.82
〃	土砂流出防備	〃	180.36
魚野川	水源かん養	〃	567.68
魚野川	土砂流出防備	〃	951.56
信濃川上流	水源かん養	〃	312.89
〃	土砂流出防備	〃	222.80
魚沼市(旧広神村)	干害防備	〃	2.18
保倉川～浜海川上流	水源かん養	〃	145.04
〃	土砂流出防備	〃	98.00
越道川	水源かん養	〃	5.80
〃	土砂流出防備	〃	44.76
上越市(旧柿崎町)	干害防備	〃	0.90
上越市(旧吉川町)	保健	〃	2.38
関川	水源かん養	〃	350.50
〃	土砂流出防備	〃	219.32
妙高市(旧妙高村)	防風	〃	4.04
上越市(旧板倉町)	干害防備	〃	6.30
上越市(旧三和村)	干害防備	〃	1.60
能生川	水源かん養	〃	266.24
〃	土砂流出防備	〃	140.88
早川～青海川	水源かん養	〃	945.10
〃	土砂流出防備	〃	142.32
上路川	土砂流出防備	〃	95.54
大佐渡	水源かん養	〃	549.08
〃	土砂流出防備	〃	336.16
小佐渡	水源かん養	〃	312.38
〃	土砂流出防備	〃	129.58
佐渡市(旧新穂村)	干害防備	〃	1.66

◎新潟県告示第641号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、燕市の熊森土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成30年6月1日

新潟県新潟地域振興局長

1 就 任

理事 燕市道金487番地 堀川 喜久一

就任年月日 平成30年4月15日

◎新潟県告示第642号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、長岡市の本与板土地改良区の定款の変更を平成30年5月24日認可した。

平成30年6月1日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第643号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、平成30年6月4日から平成30年6月29日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年6月1日

新潟県魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
魚沼市 魚沼市土地改良区	魚沼市土地改良区	維持管理事業	変更	土地改良事業計画書の写し 定款の写し	魚沼市役所	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(異議の申出をした場合には(2))の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第644号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、村上市の一部を受益地域とする県営浦田地区農用地保全施設整備(ため池等整備「地震対策ため池防災」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年6月1日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成30年6月4日から平成30年6月29日まで

3 縦覧に供する場所

村上市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第645号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、村上市の一部を受益地域とする県営瀬波地区農用地保全施設整備（ため池等整備「用排水施設」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年6月1日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間
平成30年6月4日から平成30年6月29日まで

3 縦覧に供する場所
村上市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第646号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、長岡市及び見附市の一部を受益地域とする県営山北揚水機場地区農業用排水施設整備（基幹水利施設ストックマネジメント）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年6月1日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間
平成30年6月4日から平成30年6月29日まで

3 縦覧に供する場所
長岡市役所及び見附市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第647号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、燕市及び新潟市の一部を受益地域とする県営小中川地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年6月1日

新潟県新潟地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成30年6月4日から平成30年6月29日まで

3 縦覧に供する場所

燕市役所

新潟市西蒲区役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第648号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量

を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年6月1日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地名情報）「住居表示住所」整備業務）
- 2 作業期間 平成29年11月13日から平成30年3月23日まで
- 3 作業地域 新潟市、見附市

◎新潟県告示第649号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県立近代美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年6月1日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 委託を受けた者
 - (1) 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県職員生活協同組合
 - (2) 新潟市中央区八千代2丁目1番1号
有限会社新潟市民映画館
 - (3) 新潟市中央区幸西3丁目5番3号
新潟交通商事株式会社
 - (4) 新潟市中央区笹口2丁目12番地3
株式会社新潟トラベル
 - (5) 新潟市江南区両川1丁目3604番地12
株式会社北村製作所
 - (6) 新潟市中央区東万代町9番24号
株式会社文信堂書店
 - (7) 長岡市千秋2丁目278番地
ユニー株式会社 アピタ長岡店
 - (8) 長岡市大手通1丁目4番11号
一般社団法人長岡観光コンベンション協会
 - (9) 長岡市今朝白1丁目10番12号
公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター
 - (10) 柏崎市東本町2丁目5番22号
株式会社わたじん
 - (11) 上越市新光町1丁目9番10号
上越文化会館指定管理者 株式会社NK S コーポレーション
- 2 委託した事務
「白寿 江口草玄のすべて」展前売観覧券の観覧料の徴収に関する事務
- 3 委託期間
平成30年5月2日から平成30年6月13日まで
- 4 前売観覧券販売期間
平成30年5月3日から平成30年5月25日まで

公 告

予算の公表について（公告）

平成30年5月23日専決処分をした平成30年度新潟県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成30年6月1日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

平成30年度新潟県一般会計補正予算

平成30年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,024,503千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,240,224,503千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第12款 繰入金		33,558,372 千円	1,024,503 千円	34,582,875 千円
	第2項 基金繰入金	31,242,263	1,024,503	32,266,766
歳 入	合 計	1,239,200,000	1,024,503	1,240,224,503

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第2款 総務費		28,338,348 千円	1,024,503 千円	29,362,851 千円
	第6項 選挙費	320,296	1,024,503	1,344,799
歳	出 合 計	1,239,200,000	1,024,503	1,240,224,503

新潟県労働委員会労働者委員候補者の推薦について（公告）

第45期新潟県労働委員会労働者委員の辞任（1人）に伴い、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、次の要領により、第45期新潟県労働委員会労働者委員の補欠の委員候補者の推薦を求める。

なお、補欠委員の任期は、前任者の残任期間（平成31年1月31日まで）である。

平成30年6月1日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

第45期新潟県労働委員会労働者委員補欠候補者推薦要領**1 候補者を推薦することができる労働組合**

新潟県の区域内にのみ組織を有し、かつ、新潟県労働委員会から労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合すると認められたものであること。

2 候補者の資格

労働組合法第19条の4第1項に該当しない者であること。

3 推薦手続**(1) 提出書類**

ア 別記様式の推薦書 1通

イ 候補者の履歴書（市販の横書きのもの） 1通

ウ 候補者の委員に就任することについての内諾書 1通

エ 当該労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の新潟県労働委員会の証明書 1通

(2) 書類の提出先

新潟県産業労働観光部労政雇用課、新潟地域振興局企画振興部、長岡地域振興局企画振興部又は上越地域振興局企画振興部

4 推薦期間

平成30年6月1日（金）から平成30年6月25日（月）まで

5 その他

公務員が委員に就任する場合は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及びその他の法令の規定により、兼職禁止等の制限を受ける。

別記様式

推薦書

平成 年 月 日

新潟県知事 様

推薦者 主たる事務所の所在地
 団体名
 代表者氏名 印

労働組合法第19条の12第3項及び労働組合法施行令第21条第1項の規定により、新潟県労働委員会の労働者委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

(ふりがな) 氏名	年齢	所属労働組合及び地位並びに所属職場及び地位	備考

注 推薦する委員候補者の数に制限はありません。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県設計積算システム用パーソナルコンピューター式の借入れについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

平成30年6月1日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称

新潟県設計積算システム用パーソナルコンピューター式の借入れ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年11月30日(金)

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ先

(1) 交付期間 平成30年6月1日(金)から平成30年6月22日(金)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県農林水産部治山課技術管理・災害班(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成30年7月13日(金)午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に新潟県と入札説明書に定める機器等の賃貸借契約を締結した者にあつては、当該契約の全部又は一部不履行をした者でないこと。

(3) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(5) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(平成30年6月1日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。)を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次の定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成30年6月1日(金)から平成30年6月29日(金)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県農林水産部治山課技術管理・災害班

ウ 提出方法 本人(法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知する。

ア 通知日時 平成30年7月6日(金)午後3時

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、

委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積った契約希望金額(1に掲げるパーソナルコンピューター一式の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に108分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)以下同じ。)に100分の8に相当する額を加算した金額に48を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に48を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的を持って連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額。)以上の現金(金融機関が振り出し又は支払いを保証した小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額(1に掲げるパーソナルコンピューター一式の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)以上の現金(金融機関が振り出し又は支払いを保証した小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 契約の停止等

本件調達に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

- (1) Nature of the services to be procured:
Leasing of personal computers, [1] set
- (2) Time and place of bidding :
10 : 00 a.m. ; July 13, 2018
Bidding Room, Niigata Prefectural Office Building
- (3) For more information, please contact the following division in Japanese:
Department of Agriculture, Forestry and Fisheries
Forestry Conservation Division
Engineering Management and Disaster Group
Niigata Prefectural Government
4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture
JAPAN, 950-8570
TEL: 025-280-5745
e-mail:ngt060080@pref.niigata.lg.jp

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月1日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

1 調達件名及び数量

- | | |
|--|----|
| (1) ロータリ除雪車 (2.2m級) | 1台 |
| (2) ロータリ除雪車 (2.2m級、スイング式雪切板、後輪ダブルタイヤ付) | 1台 |
| (3) ロータリ除雪車 (2.6m、220kW級、後輪ダブルタイヤ付) | 1台 |
| (4) ロータリ除雪車 (2.6m、220kW級、スイング式雪切板、後輪ダブルタイヤ付) | 3台 |

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県出納局会計検査課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

- (1) 上記1(1)から(3)について

平成30年4月23日

- (2) 上記1(4)について

平成30年4月20日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 上記1(1)から(3)について

株式会社コバリキ

新潟県新潟市中央区下大川前通四之町2185番地

- (2) 上記1(4)について

株式会社N I C H I J O北陸営業所

新潟県新潟市中央区笹口2丁目10番地1

5 契約価格

- (1) 上記1(1)について

37,270,690円

- (2) 上記1(2)について

38,890,690円

- (3) 上記1(3)について

38,890,690円

- (4) 上記1(4)について

119,912,070円

6 契約決定方式

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による。

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月1日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

1 落札件名及び数量

(1) 除雪グレーダ(4.0m級、シャッターブレード付)	3台
(2) 除雪ドーザ(8t級、反転エッジ付)	2台
(3) 除雪ドーザ(11t級、反転エッジ、両サイドシャッター付)	1台
(4) 除雪ドーザ(11t級、反転エッジ付)	1台
(5) 除雪ドーザ(14t級、マルチブラウ、反転エッジ付)	1台
(6) 除雪ドーザ(18t級、反転エッジ付)	4台
(7) 小形除雪車(1.3m級、草刈装置用着脱装置付)	1台
(8) 凍結防止剤散布車(3t級、4×4)	5台
(9) 凍結防止剤散布車(湿式3t級、4×4)	1台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県出納局会計検査課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 落札決定日

平成30年4月20日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 上記1(1)について

日本キャタピラー合同会社新潟営業所

新潟県新潟市西区山田2307番地108

(2) 上記1(2)から(6)について

コマツカスタマーサポート株式会社関越カンパニー

新潟県新潟市西区山田2310番地43

(3) 上記1(7)及び(9)について

株式会社N I C H I J O北陸営業所

新潟県新潟市中央区笹口2丁目10番地1

(4) 上記1(8)について

英和株式会社新潟営業所

新潟県新潟市中央区南笹口1丁目1番54号

5 落札価格

(1) 上記1(1)について

106,239,270円

(2) 上記1(2)について

23,129,060円

(3) 上記1(3)について

18,687,130円

(4) 上記1(4)について

15,749,530円

(5) 上記1(5)について

19,988,530円

(6) 上記1(6)について

- 95,640,040円
- (7) 上記1(7)について
21,826,690円
- (8) 上記1(8)について
92,013,050円
- (9) 上記1(9)について
21,643,790円
- 6 契約決定方式
一般競争入札
- 7 落札方式
最低価格
- 8 入札公告日
平成30年3月9日

病院局公告

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月1日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成30年度医療情報総合システム保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地
新潟県立中央病院
新潟県上越市新南町205番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
富士通株式会社新潟支店
新潟県新潟市中央区礎町通二ノ町2077番地
- 5 随意契約に係る契約金額
36,498,384円
- 6 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、骨塩定量測定装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年6月1日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
骨塩定量測定装置 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成31年5月31日（金）
ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課

電話番号 0256-52-0701

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成30年6月8日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年6月15日(金)午後1時30分

新潟県立加茂病院講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第29号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第3項及び同法第119条第1項の規定により、新潟県議会議員上越市選挙区及び南魚沼市南魚沼郡選挙区補欠選挙を平成30年6月10日に新潟県知事選挙と同時に進行。

なお、選挙すべき議員の数は、それぞれ1人である。

平成30年6月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

◎新潟県選挙管理委員会告示第30号

平成30年6月10日執行の新潟県議会議員上越市選挙区及び南魚沼市南魚沼郡選挙区補欠選挙における選挙長及び選挙長に事故があり又は欠けた場合にその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成30年6月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

選挙区	区分	住所	氏名
上越市選挙区	選挙長	新潟県上越市大字青野2795番地1	渡邊 隆雄
	選挙長職務代理者	新潟県上越市新光町2丁目8番31号	宮川 昭彦
南魚沼市南魚沼郡選挙区	選挙長	新潟県南魚沼市浦佐3586番地16	井口 光雄
	選挙長職務代理者	新潟県南魚沼市塩沢864番地14	高橋 悟

◎新潟県選挙管理委員会告示第31号

平成30年6月10日執行の新潟県議会議員上越市選挙区及び南魚沼市南魚沼郡選挙区補欠選挙における各選挙区の選挙長の事務は、それぞれ次の場所において取り扱うものと定めた。

平成30年6月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

選挙区	選挙長事務を取り扱う場所	所在地
上越市選挙区	上越市役所木田第1庁舎4階401会議室	上越市木田1丁目1番3号
(ただし、6月1日午前9時30分以降は市役所木田第1庁舎3階選挙管理委員会事務室とする。)		
南魚沼市南魚沼郡選挙区	南魚沼市役所本庁舎2階大会議室	南魚沼市六日町180番地1
(ただし、6月1日正午以降は市役所本庁舎2階選挙管理委員会事務室とする。)		

◎新潟県選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第45条第2項の規定により、平成30年6月10日執行の新潟県議会議員上越市選挙区及び南魚沼市南魚沼郡選挙区補欠選挙における投票用紙(点字用投票用紙を除く。)を次の様式により調製し、アサギ色の用紙に黒色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、黒色のインクで刷り込むものと定めた。

平成30年6月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

平成三十年六月十日執行

新潟県議会議員補欠選挙投票

○ 注意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

印

候補者氏名

◎新潟県選挙管理委員会告示第33号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、平成30年6月10日執行の新潟県議会議員上越市選挙区及び南魚沼市南魚沼郡選挙区補欠選挙における点字投票に使用する投票用紙を次の様式により調製し、アサギ色の用紙に黒色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印及び点字投票である旨の表示は、黒色のインクで刷り込むものと定めた。

平成30年6月1日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

<small>こう ほ しゃ し めい</small> 候補者氏名	<p style="text-align: right;">平成三十年六月十日執行</p> <p style="text-align: center; border: 1px dashed black; padding: 2px;">点 字 投 票</p> <p style="text-align: center;">新潟県議会補欠選挙投票</p> <p>○ 注 意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">印</p> </div>
---	--

◎新潟県選挙管理委員会告示第34号

平成30年6月10日執行の新潟県議会議員上越市選挙区及び南魚沼市南魚沼郡選挙区補欠選挙における仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒は黒色のインクで印刷するものとし、かつ、これらに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、黒色のインクで刷り込むものと定めた。

平成30年6月1日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

◎新潟県選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により、平成30年6月10日執行の新潟県議会議員上越市選挙区補欠選挙における開票の事務は選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

平成30年6月1日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

◎新潟県選挙管理委員会告示第36号

平成30年6月10日執行の新潟県議会議員上越市選挙区及び南魚沼市南魚沼郡選挙区補欠選挙において、新潟県選挙管理委員会が候補者に交付する選挙運動用自動車（船舶）表示板、選挙運動用拡声機表示板、街頭演説用標旗、乗車（船）用腕章及び街頭演説用腕章に押すべき新潟県選挙管理委員会の印並びに選挙長が候補者に交付する選挙運動用通常葉書差出票に押すべき選挙長の印は、刷り込むものと定めた。

平成30年6月1日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

◎新潟県選挙管理委員会告示第37号

平成30年6月10日執行の新潟県議会議員上越市選挙区及び南魚沼市南魚沼郡選挙区補欠選挙において、新潟県選挙管理委員会が確認団体に交付する政治活動用自動車表示板及び政談演説会開催告知用立札、看板の類の証紙に押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、刷り込むものと定めた。

平成30年6月1日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

◎新潟県選挙管理委員会告示第38号

平成30年6月10日執行の新潟県議会議員上越市選挙区及び南魚沼市南魚沼郡選挙区補欠選挙において、確認団体が掲示する政治活動用ポスターには、新潟県選挙管理委員会が交付する証紙をはらなければならないものと定めた。

平成30年6月1日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

◎新潟県選挙管理委員会告示第39号

平成30年6月10日執行の新潟県議会議員上越市選挙区及び南魚沼市南魚沼郡選挙区補欠選挙において、候補者又は推薦届出者が届け出る選挙事務所の設置届又は異動届、出納責任者の選任届若しくは異動届又は職務代行届及び候補者が届け出る報酬を支給する者の届出書は、次の場所にも提出できるものと定めた。

平成30年6月1日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

選挙区	選挙長事務を取り扱う場所	所在地
上越市選挙区	上越市役所木田第1庁舎4階401会議室	上越市木田1丁目1番3号
(ただし、6月1日午前9時30分以降は市役所木田第1庁舎3階選挙管理委員会事務室とする。)		
南魚沼市南魚沼郡選挙区	南魚沼市役所本庁舎2階大会議室	南魚沼市六日町180番地1
(ただし、6月1日正午以降は市役所本庁舎2階選挙管理委員会事務室とする。)		

◎新潟県選挙管理委員会告示第40号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第122条の規定により、平成30年6月10日に執行の新潟県知事選挙及びこれと同時に執行の新潟県議会議員上越市選挙区及び南魚沼市南魚沼郡選挙区補欠選挙における投票及び開票の順序を次のとおり定めた。

平成30年6月1日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

- 1 投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序
 - 先 新潟県知事選挙の投票
 - 後 新潟県議会議員補欠選挙の投票
- 2 開票の順序
 - 先 新潟県知事選挙の開票
 - 後 新潟県議会議員補欠選挙の開票

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第10号

新潟県立近代美術館観覧料の徴収事務の委託（平成30年5月18日新潟県教育委員会告示第9号）は、廃止する。

平成30年6月1日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

雑 報

公募型プロポーザル方式に係る手続開始について（公告）

次のとおりプロポーザル方式による企画書の提出を招請します。

平成30年6月1日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若杉 隆平

1 業務概要

(1) 業務名

新潟県立大学新学部設置事前調査支援業務

(2) 業務内容

新潟県立大学において予定している新学部の設置に係る事前調査支援業務

(3) 履行期間

契約締結日～平成31年1月31日（予定）

2 企画提案書の提出者に要求される資格

本企画提案に応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者（被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除く。）でないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立をされた者でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立をされた者でないこと。

(4) 次の事項に該当すると認められる場合で、その事実があった後2年を経過していない者でないこと。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。

カ ア～オのいずれかの事項に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

(5) (4)のア～カのいずれかの項目に該当する者を代理人として使用する者でないこと。

(6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 平成25年4月1日以降に、学部等設置認可申請に係るアンケート等の実施を地方公共団体又は国立大学法人法に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法に規定する公立大学法人から受注した実績があること。

(8) 業務の実施にあたり、新潟県立大学と業務方針や内容について十分な協議ができること。

3 企画提案書を特定するための評価基準

(1) 組織評価

- ・類似実績
- ・実施体制

(2) 企画提案内容評価

- ・課題への理解度
- ・企画提案内容の的確性

・業務の具体的な進め方

(3) 当該業務への取組意欲

4 手続等

(1) 担当部局

新潟県立大学事務局企画課

住所 〒950-8680 新潟市東区海老ヶ瀬471番地

T E L 025-368-8224

F A X 025-270-5173

電子メール kikaku@unii.ac.jp

(2) 説明書の配布期間、場所及び方法

平成30年6月1日(金)から平成30年6月8日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

新潟県立大学事務局企画課

住所 〒950-8680 新潟市東区海老ヶ瀬471番地

T E L 025-368-8224

9時から16時まで事務局1番窓口で交付する。

※説明書については新潟県立大学のホームページからダウンロードが可能。

(<http://www.unii.ac.jp/bidding/>)

(3) 参加表明書の提出期間並びに提出場所及び方法

平成30年6月1日(金)9時から平成30年6月11日(月)16時まで(郵送の場合は当日必着。)

提出場所は(1)に同じ。

持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

(4) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

平成30年6月22日(金)(郵送の場合は当日必着。)

提出場所は(1)に同じ。

持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 4(1)に同じ。

(4) 本業務の契約締結は、本手続きにより最優秀提案者として特定された者を行う予定である。

また、その者との間で契約締結に至らなかった場合は、次点として特定された者と契約の締結を行うことがある。

(5) 詳細は説明書による。